

資料－２

令和４年９月２６日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

くろまぐろに関する令和４管理年度における
鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理

漁獲可能量の運用について①

【経緯】

- ・本県定置漁業のクロマグロ大型魚の管理区分では、令和4年6月9日から10日にかけて魚体重100kgを超える個体のまとまった漁獲があり、6月10日時点の漁獲量は、漁獲可能量である5.1トンを超える5,216kgとなった。
- ・上記を受けて同漁業の漁獲可能量に県の留保枠から0.2トンを追加配分し、漁獲可能量を5.3トンとした（6月13日）。
- ・なお、上記の追加配分の措置により本県におけるクロマグロ大型魚の留保枠は0トンとなっている。

【その後の措置】

- ・クロマグロの漁獲可能量については、今後、国からの追加配分及び他の都道府県からの融通がしばらくは見込めないことから、鹿児島県定置漁業（クロマグロ大型魚）を採捕停止とした。
- ・なお、採捕停止の告示は6月21日発行の県公報により行った。

【参考】

○クロマグロ大型魚の管理区分ごとの漁獲可能量と漁獲実績

管理区分	漁獲可能量	漁獲量	備考
鹿児島県定置漁業	5.3トン	5,216kg	
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	4.8トン	4,795kg	採捕停止中 (R4.5/14~)
県留保枠	0トン	—	
合計	10.1トン	10,011kg	

くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理

漁獲可能量の運用について②

【経緯】

- ・定置漁業のクロマグロ大型魚の管理区分は、漁獲量が規定された数量に達したことから、6月以降、採捕停止となっている（以後に混獲された個体は放流措置）。
- ・今般、同管理区分において、これまでに放流したクロマグロうち800kgが死亡個体であったことが判明。死亡個体は、数量報告の対象となることから、同管理区分は現時点で約1トンの数量超過状態となった。
- ・水産庁に対して、上記を報告し対応方法について相談したところ、他の都道府県との融通又は大小交換により是正するよう助言あり。

【今後の対応案】

- ・本県の小型魚の漁獲可能量1トンを出し、他の都道府県の大型魚の漁獲可能量1トンを受け取る、「大小交換」を行う。
- ・交換の原資は、県が留保する小型魚の漁獲可能量1.4トンとし、当該留保から1トンを出し、他の都道府県に受け取る（現行の管理区分の漁獲可能量を変更することなく交換することが可能）。
- ・大小交換は、本県3海区の漁業調整委員会への説明後、速やかに行う。